

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 上田市次世代育成支援対策地域協議会 |
| 2 | 日 時 | 平成25年1月29日 (午前) 後10時30分から(午前) 後12時00分まで |
| 3 | 会 場 | ひとまちげんき・健康プラザうえだ |
| 4 | 出席者 | 金山会長、堀江副会長、大塚委員、小池明委員、小池純子委員、清水委員、
下村委員、武田委員、津田委員、中村委員、西嶋委員、林委員、牧内委員、
矢ヶ崎委員 |
| 5 | 市側出席者 | 田口こども未来部長、滝沢保育課長、樋口子育て・子育て支援課長、津久井放課
後こども育成係長、古川子育て・子育て支援担当係長、堀内子育て・子育て支援
担当係長、古畑主査 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | (公開) ・ 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 1人 記者 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 25年1月29日 |

協 議 事 項 等

- | | |
|---|---|
| 1 | 開 会 (樋口課長) |
| 2 | あいさつ・委嘱状交付 (田口部長) |
| 3 | 委員紹介、事務局紹介 (樋口課長) |
| 4 | 上田市次世代育成支援対策地域協議会 について (会長・副会長選出)
・会長に金山委員、副会長に堀江委員が選出された。 |
| 5 | 会議事項 (進行 会長)
(1) 上田市次世代育成支援後期行動計画 について
ア 策定までの流れ・後期行動計画の概要 (樋口課長)
・冊子『上田市未来っ子がやきプラン』(上田市次世代育成支援後期行動計画)と概要版『上田市
未来っ子がやきプラン』(上田市次世代育成支援後期行動計画)により説明した。

イ 平成23年度進捗状況報告 (古川課長補佐)
・資料1、資料2により説明した。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」について (古川課長補佐)
・資料3により説明した。

質疑
(委 員) 都市部では、待機児童問題のほかに“隠れ待機児童問題”がある。これは、東京などの
大都市での問題だけではなく、地方都市でも存在する問題である。長野県においても存在
しているかもしれない。労働の担い手である女性が子育てと仕事の両立のためにも地方の
実情に沿った次世代育成支援の計画であることが大切である。」

(委 員) 新法(子ども・子育て支援新制度)は次世代育成支援対策推進法と同様に時限立法であ
るのか?

(事務局) 関係法を含め、時限立法とはなっていない。新法で自治体が策定することとなる「子ど
も・子育て支援事業計画」については、5年ごとの見直しが定められている。また、法に
より見直しの手続きも定められており、今後、設置を検討している「地方版 子ども・子
育て会議」において関係する審議やその進捗状況報告等を行うとようになると考えてい
る。 |

(委員) 「子ども・子育て支援事業計画」の放課後児童対策分野において、放課後児童クラブの利用登録児童数に係る目標値を今以上に高く設定するには、施設のハード面から問題があるのではないか？

(事務局) 上田市次世代育成支援後期行動計画策定の際と同様に、ニーズ調査を実施する。今後、国より示される策定指針を基に地域に即した調査内容を検討したい。

(委員) 放課後児童対策についてお聞きしたい。かつて児童クラブ、学童保育所の利用対象家庭として、自営業者の家庭は含まれていなかった。現在も同様であるか？

(事務局) 利用基準は現在も変わっていない。まずは家庭保育が基本であると考えている。放課後児童対策は、あくまでも放課後の保育に欠ける児童、家庭への支援ということが利用的前提である。よって利用希望の保護者には就労証明等の提出を求めている。自営業の方は、専従者の場合、御主人に就労証明してもらうことになる。おじいちゃん、おばあちゃんがおられる家庭については、可能な限り自宅保育をお願いしている。理由は施設の数やその規模に対する登録児童数が大変多く、定員をオーバーしている状況が一部に存在するからである。施設の狭隘化、老朽化が進行していることから、今後、施設整備を進めることが可能となるならば定員を多くすることは可能となると考えている。

(委員) 世のお母さんは、様々なローンとか生活費のために、今、働ければならない。働きやすい環境をつくるためにも、放課後児童対策において手厚い対応をしてもらいたい。

(委員) 児童クラブと学童保育所は、その設立経過において違いがある。かつて、共働き家庭や母子父子家庭の保護者が、その切実な必要性から自ら設立したものが学童保育所である。かつて市教育委員会が運営していた子ども館から発展したものが児童クラブである。

(事務局) 平成 21 年度、市内 25 全小学校区に放課後児童クラブが設置された。そして、指定管理制度で運営しているが、本年度は指定管理期間の 1 年目であり、今後の放課後児童クラブのあり方についても、この協議会において是非ご協議いただきたい。

6 その他 事務連絡

7 閉 会 (樋口課長)